

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年7月13日（木曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
五十嵐 京 子 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
露 口 哲 治 議員
板 倉 真 也 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	小 林 大 治
庶務調査係	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

午後2時15分開会

○森戸座長 お疲れさまです。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

午前中から、市民説明会についての協議を進めまいりました。これから、議会基本条例案に対する部長会の指摘事項の「×」の部分について、回答の協議を行います。

それでは、宮下副座長からお願いいたします。

まず、1番。

○宮下議員 1番から行きます。

1番は、「役割を發揮し」、これを「役割を果たし」と変えたらどうかということなんですけれども、正副回答としては、「發揮し」だと、能力や特性を十分に働かせることという意味である。

「果たし」は、物事をなし遂げるという意味合いなので、この場合は、能力や役割を發揮し、市民福祉を向上させるという方が、この前文全体の構成からいってもふさわしいと考えますということ

でございます。

○森戸座長 これは、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、3番、最高規範ですね。

○宮下議員 3番、最高規範と条例に優位性を付すのは違法ではないかという指摘に対しては、最高規範性については、第2条で具現化しています。つまり、議会に関する他の条例等を制定したり改廃する場合は、この条例との整合性を図ることを明らかにしています。また、最高規範の前に議会のという文言を加えており、議会内での最高のルールであることをうたうことは問題ないと考える。違法ということについて、どの法則にのって違法であると考えられるのかご教示願いますと、これは、逆質問ですね。最後は要らないかな。

○森戸座長 はい、要らないです。

○宮下議員 では、すみません、最後の一文は、

これは逆質問になってしまうので、これは取るという事です。

○森戸座長 最高規範性については前文も載っているんだよね。

○宮下議員 第2条に詳しく出ているんです。

○森戸座長 ここで、前文、第2条に詳しく出ていますと入れるのかな、いいのかな。

○中山議員 この部長会ご指摘の内容について、我々、議論してきたかなと。私も同じ主張をさせてきていただいています。

私の場合もそうなんですけれども、議会の最高規範ということで、議会のということを入れるということで了解しておりますので、ここはそういうご説明でよろしいのではないかなと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。

では、よろしいですか。

次に、4番。

○宮下議員 4番、議会の権能として法定される検査権、調査権を「監視」と言い換えるのは適当ではないと。市民の定義については、市民参加条例（第3条）との整合を取るのがよいのではないのでしょうかということで、回答は、議会の権能として、一般的に、検査権や調査権を「監視」と規定しているので問題はないと考える。他市も監視という表現をしている。（流山市、多摩市議会など）市民については、逐条解説のとおりであり、厳密には規定しませんということで、市民については、市民参加条例との整合という形にはしていませんので、一応、そういう回答になっています。

○森戸座長 はい、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、4番は終了いたしました。

続きまして、6番。

○宮下議員 6番です。記述された議会の役割と使命等は、一般的な法解釈なのか、小金井市議会独自の考えなのか不明なので、解説を付すべきで

はないかと。（不規則発言あり）これ、やったんだっけ。

○森戸座長 すみません、失礼いたしました。

では、7番。

○宮下議員 前文では、多様な民意をいかにして市政に反映してきたかを述べていると思うので、そこにあえて少数会派を認めてきたではなく個々の議員の信条や理念を認めてきたことを記載したほうがすっきりする。また、自由かつ達の自由については、ぜひ解説を記載していただきたい。前文最初の3行は、他市の議会基本条例との違いを見せていると思われるが、違和感がある。回答は、この場合の「自由」とは、できる限り質疑や発言に制限を設けないことを意味しています。例えば一般質問は時間制限がありますが、本会議・委員会では時間制限を設けていないということなど…ということですよ。

○森戸座長 はい、いかがでしょうか。

○宮下議員 自由かつ達のところは、ほかのところでも回答は入れているので。

○森戸座長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 8番は、これは説明しましたよね。9番。

○宮下議員 自由かつ達な質疑の保障する議会について。3条、4条にもかかる部分として、何をもって自由なのか、かつ達なのか、保障なのか、自由・かつ達・保障という言葉は表裏一体であり、具体的なルールの基盤の上ののっつとの表現なら理解できる。よって、言葉の定義や基盤となるルールの作成が必要ではないか、税金を使っている以上、議会運営上時間無制限ととられる可能性があり、議会としても運営の効率化を図らなければ、市民の理解は得られないと考える。

例えば①原則議会（委員会含む）開催時間は午前10時から午後5時までとする。②質疑については1人当たり持ち時間を設ける。③質問について

は事前通告制にするなどなど。回答が、ご意見として受け止めます。自由のウラにはルールがあることを議論してきました。そのルールを守っての上での自由闊達な質疑です。そして、ご指摘の会議時間などは会議規則に規定されています。質疑について持ち時間制にすることは現在、議会運営委員会に陳情書が提出されており、協議の最中です。現状ではこの条例で提案いたします。

○森戸座長 何かございますか。

○中山議員 これも、考え方、価値観の差によると思うんですけども、私も、ご指摘いただいた内容をごもっともだなどは考えているんですが、ただ、市議会の議論を聞いておきますと、これが、全会一致で新たなルール作りに取り組めるというのはなかなか、今の段階では難しいかなと考えておまして、一致させるのは不可能ではないかと思っております。

○森戸座長 ということで、このままでいいということですよ。ありがとうございます。

それでは、続きまして、11番。

○宮下議員 11番、議会運営経費の原資も税金であることを前提として取られる視点が本条例には欠けている。回答は、言論の府である市議会は、市民的にゆるされる予算の範囲での質疑や応答がなされるべきです。議論をつくし、論点の整理を行い、結論を導いていくことは、民主主義の大前提ですということであります。

○森戸座長 これはいかがですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、ご意見がありませんので、よろしいということでみなします。

続きまして、次のページ、15ですね。

○宮下議員 単独会派であっても、多数会派と同等に扱う理念はよいが、それでは、ひとりひとりが自由に発言してまとまりがなくなる。少なくとも、会派となるには、2人以上とするべきと。回

答が、単独会派は市民の多様な意見の反映です。まとまりのない意見を集約し、一定の判断を下すことも議会の役割ですと。

○森戸座長 はい。この点はどうでしょうか。

○中山議員 これも、考え方、価値観の違いによるかと思いますが、私も同様に考えておまして、ご指摘のとおりかなというふうに思っております。

ただ、これも、現時点で議会の中の議論を聞いていますと、一致させるのは不可能かなということで、非常に残念に思っております。

○森戸座長 よろしいですか。

○小林議員 対案もなく言うのは申し訳ないんですが、単独会派は市民の多様な意見の反映というのは、ちょっとイコールではないのかなと思っていて、いろいろな方が24人選ばれてきているというのは市民の多様な意見の反映なんですけれども、それを、会派をどう組むかというのは、市民の声は入っていないのかなと思っていて。

○白井議員 まあ、ですと言い切るのは小林委員のおっしゃるとおりなんですけれども、ただ、そういう一面もあるということで、市民の多様な意見の反映の一側面ですとか、そういうこともあらわしているよということでもいいんじゃないですか。

だから、「です」と言い切ってしまうともうイコールになってしまうので、ただ、そういう側面もあるというのは、あると思うんですね。

○小林議員 市民の多様な意見のあらわれですとか。

○森戸座長 市民の多様な意見のあらわれ。いかがですか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、続きまして、16番。

○宮下議員 16番、「自由かつ闊達な質疑の保障」とは、何を聞いてもいいということに受け止められることを危惧する。議会がこれまで整理してきたように、①議事に関することに限られ②重複、繰返しの質問があってはならず③背景事情を極力

せず④端的にポイントを捉え⑤効果的・効率的な議事運営に資するものである等々、前提をしっかりと整理し、それも書き込んだ上での「自由闊達」としなくてはならないということで、回答が、貴重なご意見として活動にいかせるように努力していきますということです。

○森戸座長 中山委員、いかがでしょうか。

○中山議員 ご指摘のとおりだと思います。ごもっともだと思います。ここにいらっしゃる方々も同じように思われているのではないかなど。

ただ、この自由闊達な質疑というところが、どういうふうにつえられるかというのは、個々、ちょっと差があって、現状では認識は一致できていないのかなど思っております。ただ、やはり、限られた時間の中で、市政について指摘していく上での質疑になりますから、やはり、ある意味、質問の中身というのは、自由闊達な上で、時間的、物理的な制限も含めて、我々もポイントを捉えて質問していかなければいけないかなど、こういったところは普段から認識しておく必要があるかなど考えております。

だらだら同じ質問をされる方とか、同じことを何回も重複し繰り返される方も、ご発言、議事録等々を見ていただければ分かると思うんですが、こういったことは、やはり避けていかないといけないかなど。それが自由闊達な質疑の保障の侵害というふうにつえていらっしゃる議員がいらっしゃるとすれば、それはそれで、座長、ちょっとお疲れのようなんです、きちんと考えていく必要があるかなど考えております。

○宮下議員 一応、通しナンバー14の回答のところ、この自由闊達な質疑という部分では一定の回答をしていますので、それだけご理解いただきたいと思っております。（「10番ですね」と呼ぶ者あり）通しナンバーの10もそうなんだけれども、結局、通しナンバー14の内容を10番にも反映させるということになっております。

○森戸座長 続きまして、18番。

○宮下議員 18番、第1条ですね。本条例における地方自治法との位置づけ、また他の法律、条例、規則との関連性についての説明を総則などに記述すべきであり、以降の条文についても、他の条例、規則との整合がとり難い構成となっています。以降、具体的な基本理念が記述された内容、条文が分かりがたい。理念条例と具体的な施行規則等に分けた方が整理し易いと感じる。回答が、十分に検討した結果ですが、貴重なご意見として受け止めますということでもあります。（「対応は何もしない」と呼ぶ者あり）対応は、ちょっと、この段階ではできないですね。

○森戸座長 よろしいですか。

19番。

○宮下議員 基本理念が明確に明文化されていないと思うが、明文化する必要はないのか。回答は、基本理念になるものを前文に盛り込んでおり、条文全体から見て必要ないと考えますと。

○森戸座長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、ちょっと休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時40分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、条例の部長会の意見に対する回答の議論を進めます。

次に、28番。

○宮下議員 28番、（4）「すべての会派が意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。」とあるが、意見の違いをどのように尊重しあうのかという質問。議会運営について意見が違う場合は、少数意見の留保、全会派が一致しなければ決定はできないという方法などで、尊重し合うルールがありますと、これは議会運営についてということですね。そう

いうことです。

○森戸座長 よろしいですか。

続きまして、29。

○宮下議員 (5)は、当然のことであり、あえてうたう必要はない。(5)って何だっけ。

(「条例・規則・要綱に基づいてというところですね」と呼ぶ者あり)回答は、基本条例なので、各条例・規則を紹介し、常に見直しを行うことを明らかにしているものです。条文化した方が透明性を確保できると考えますということですね。

○森戸座長 よろしいですか。

続きまして、31。

○宮下議員 31、3号について、市民の多様な意見の把握と明記するのであるなら、そのための市民参加の手法を課すことを定めてもよいのではないかと、これについて回答は、9条、11条でうたっていますということで、9条では、市民の声を反映させる議会ということで規定がありまして、11条では、広報活動及び広聴活動というところで規定がありますので、一応、このように、9条、11条でうたっていますと回答しました。

○森戸座長 よろしいでしょうか。

32、33はもう行いましたよね。

次、34。

○宮下議員 第4条第1項では、議会における各議員の公平で自由な質疑と議論の場の保障を規定し、第2項では論点整理と合意形成を図るために、議員間討議を規定している。現在の規定では、論点整理と合意形成のためだけに議員間討議を行うだけになってしまうため、これでは議員間の議論の保障が不十分であると思います。そこで、例えば、第1項においても、議会は議事機関として議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場と議員間の討議の場を保障しなければならない。として、常任委員会や特別委員会において議員提出議案のみならず、請願・陳情審査に当たっても

議員間の自由闊達な議論ができるように規定すべきです。それに対して回答は、議員間討議は条例に明文化していますと。他の市議会でも実施している議会はほとんど見当たりません。委員会協議会で論点整理や合意形成をはかるところから実施することとしましたというふうに回答してあります。

○森戸座長 いかがでしょうか。よろしいですか。続きまして、39。

○宮下議員 公平で自由な質疑を保障し、逐条解説には、自己の考えを自由に表明でき、となっていることから、今後は会議規則第53条を改正していくことになるのかと。回答は、53条第3項では「自己の意見を述べることはできない」となっていますが、質疑に当たって意見を述べることで趣旨を説明する場合には認められています。会議規則を変更するつもりはありませんということですね。

○森戸座長 いかがでしょうか。よろしいですか。続きまして、44。

○宮下議員 「個別的な事案の解決にとどまらず、」議員は、個別的な事案の解決のためにいるのではないため、記載不要。表現がおかしいのでは。回答は、議員の活動は個別的な相談が少なくありません。そのために個別的な事案の解決にもあたることが求められています。どうですか。

○森戸座長 よろしいですか。

次に行きます。45。

○宮下議員 解説中の「小金井市議会の実績」などは、ここに記述する内容ではないと考える。回答、協議の結果、具体的な実績を記載しておいた方がよいということになりました。同様の事例がうまれた時などに振り返りやすいということですね。

○森戸座長 はい、ありがとうございます。

続いて、47番。

○宮下議員 これは災害対策か。「市本部を支援

する又は協力する」という考えはということですね。市内職員が3割しかいない点、また、3・11から教訓及び課題から。当日、何人かの議員からは手伝うという声をいただいていると。回答は、災害時であっても、議会の役割は別の役割があると考えます。また一部の議員は、自主防災会に参加しており、議会全体で動くことは困難ですと。以前、以上のことを議論し、中には入らないことになりました。

○森戸座長 いかがでしょうか。（「手伝えと言うなら……」と呼ぶ者あり）そうそう。

○小林議員 そうなんです。結局それが、はっきり言えば混乱だと。議員が個別に首を突っ込むことで、そういう状況の中では混乱の糸があるということで、こういう整理をしたんだということも、ちょっと書いておいた方がいいんじゃないですか。

○森戸座長 そういうご指摘もあったということですよ。

○小林議員 そうですね。実際にそういう取組をしている大町市議会とか、そういう例もありますので。

○森戸座長 議員が入ると混乱するおそれもあると。

○片山議員 こういうご意見が部局から来たというのは結構、貴重だなと思うので、でも、個人的な考えなのか、何人かの議員から手伝うという声をいただいているみたいなことというのは、すごく個人的だなと思っているので、市本部を支援する、また協力してほしいというような、何かこういう方針があるのかどうかというのは、今後、確認していきながら検討できればいいのではないかなと思います。

○五十嵐議員 同じことなんですけれども、ここに、災害時であっても議会の役割は別にあると考えますという、明確な何か、市とは別だよという表現を言う必要はないかなと思ったりして、つまり、あまりそこを深く考えていない、今の災

害マニュアルをとりあえずは生かすというか、そこがあるということを前提に条文を書きしてきたような気がするので、あまり、別な役割があるんだよという、そういう意味でもないかなと。要は、今、もう何年か前に検討した経過があって、しかもマニュアルがあってという中で、むしろ、これからどうするのかということをお話し合わなければいけないという状況ではないかと思うので、そっちとは違いますよというふうに切るのもどうかなと思っているんですけども。

○森戸座長 そうすると、今後検討していきみたいにしますか。どういう形になるかは分からないけれども、今後、市長部局と十分に検討していく、今後の検討課題であるとか。

まあ、どうするかというのはここで決めるわけではないから。議会運営委員会なので、あまり踏み込んで言えないと思うんですね。

では、小林委員からもあったような、この間の議論もあるし、また、こうやって言い切っているのかということもありますので、そこは今後の課題というのを、最後の締めくくりにしたいということよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、次に行きます。49番。

○宮下議員 7条ですね。「2、会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする」とあるが、内容によって是々非々でいらっしゃる会派もあり、「基本的」の範囲についてはどのように考えるのか。それによっては、「4、議会は議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。」の公平性の担保が難しいのでは。解説の「政策集団」という言葉が聞きなれないので、違う言葉に置き換えるべきと。

回答のところは、政策集団ということだけで回答していますけれども、政策集団という言い方

は間違いではない。一般的にも活用されている用語であると。後の方のあれにだけ回答していますけれども。

○森戸座長 ここは何か。

基本的な政策の範囲についてはどのように考えるのかということは、一つ言われています。それによっては、「会派に所属する議員数にかかわらず、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない」の公平性の確保が難しいと。基本的な範囲、基本的な政策、これは確か…。

○片山議員 ここで、「これですよ」という限定的な回答はできないんじゃないかと思いますので、何か回答するとしたら、そのようにしか書けないのではないかなと思います。

○森戸座長 「基本的な」の回答はできないと。それぞれのグループに応じて基本的政策の一致というのは範囲が違うということですか。あれは、6人のときは政策を持っていましたよね。市政問題の三つ。ごみ、再開発……。まあ、市政問題、基本的な政策、基本的な範囲はあくまでも市政問題での基本的。でも、それはくくれないよね。だから、基本的の範囲について、個別的なものなので、私たちが回答できる立場ではないと。集会・結社の自由を奪うものになると。

まあ、基本的政策の基本的の範囲については規定はしないと。それぞれの議員同士によって決められるものであるぐらいにしておきますか。

○白井議員 なので、基本的という言葉については明確には定義できないと思うんですね。もし書くのであれば、それぞれの議員が重要だと考える市政課題について一致する部分を中心に会派を構成すると考えるみたいな文言で。まあ、わざわざそこまで書く必要はないというのであれば、基本的については定義はできないということだと思います。

○森戸座長 それぞれの議員が……というぐらい

のことしか書けないと。

○斎藤議員 私もそのとおりだと思うんですけども、この部局の方からのご質問は、それによっては公平性の担保が難しいのではと。ここに行く質問の脈略が、私にはちょっと理解できていなくて、できていないから、何と答えていいか実は分かっていないんですけども、基本的の範囲というのは、今、白井委員が言われたこととか、座長が言われたことでいいだろうと思います。だから、公平性の担保が難しいというのはよくわからないですね。

○森戸座長 公平性の担保が難しい、ちょっと趣旨がよく見えないところもあるんですね。この真ん中の趣旨がね。最初と最後は分かります。最初の方は、ちょっと補充したいと思います、よろしいですか。今、白井委員がおっしゃったようなことで。

○宮下議員 ただ、やっぱりちょっと限定的に決められないような、決めることができないと思うので、気をつけて、限定はできないというふうにした方がいいと思います。

○森戸座長 白井委員は、基本的の定義はできないとおっしゃったので、そういうことではないかと思うんですね。それぞれの議員同士の判断によって……。

○白井議員 あくまで私の意見として出したのは、それぞれの議員が重要だと考える市政課題についての一致するところで、会派を組んでいることもあると考えるとか。

○森戸座長 するところでの判断と考える。ちょっと、作ってみておかしければ。（不規則発言あり）違う。では、片山委員、ちょっと考えていただいて。（不規則発言あり）規定できないだけでいいのではないかと。

では、一応こちらの方で作りまして、またご覧いただければと思うので。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に行きます。51。

○宮下議員 1人でも会派という原則に基づいているので、何が原則なのかがわからない。会派間の公平性というが、構成員が複数いる方が不公平になっていないか。会派というものにこだわらずここでは、基本的政策等が一致した場合は、会派を形成しても差支えないぐらいでよいのではないだろうか。回答は、会派は、議会の円滑な政策立案及び政策提言には欠かせない政策集団、政務活動費の交付、議会内の交渉団体という役割を担っている。1人でも会派としているのは、こうした規定から漏れないようにするためです。

○森戸座長 よろしいでしょうか。

続きまして、55番。

○宮下議員 公開の原則の具体的な内容として、〇〇の自由を敢えて付記する内容ともいえないので、削除したらどうか。これは、だから、8条の解説のところに、解説の4行目、一般的には、傍聴の自由、報道の自由及び会議録閲覧の自由ですうんぬんと書いてある、この辺のところを言っているんだと思うんですけども、〇〇の自由を敢えて付記する内容ともいえないので削除したらどうか。回答は、解説で公開の原則を丁寧に説明しているので、問題はありませぬということです。

○森戸座長 いかがでしょうか。

続きまして、58番。

○宮下議員 第9条第1項に関連しまして、請願と陳情の関係ですが、小金井市議会では同様の扱いをしておりますが、ホームページを見てみますと、調布市や国分寺市のように扱いを分けている自治体もあるようです。請願法に基づく請願と陳情は対応が違っても理論的には問題がないと思われれます。調布市のような対応はできないものでしょうか。また、請願や陳情は市議会に対して提出されたものであり、議員の皆様で判断されるべき問題ともよく言われます。本基本条例第4条でも

触れさせていただきましたが、請願・陳情の審査に当たっては、議員間討議の中でご判断いただくなど、国分寺市方式の検討はできないものでしょうか。

回答は、ご指摘ありがとうございます。この間、他市の事例を視察し検討してきましたが、市当局抜きで審査しても結局、議会事務局を通して、話を聞くことになり、時間がかかることと、間接的な話では理解できない部分もあり、デメリットがあることがわかり、導入は断念したところです。

○森戸座長 いかがでしょうか。よろしいですか。では、続いて、62番。

○宮下議員 陳情は、事前によく吟味して、議会の場で審査するものを精査するべきと。回答は、基本的には、陳情書の体裁が整っている場合は、議長は受理することになっています。したがって、すべての陳情書について審査しますと。

○森戸座長 よろしいですか。

続いて、64番。

○宮下議員 市民の意見を聞く時期を明確にしないでいいのか。回答は、意見を聞く場は固定的ではない。必要に応じて行うので、明記しない。

○森戸座長 いかがでしょうか。

では、次です。

○宮下議員 65番、陳情が市民の声としての重要な情報としても、地方自治法に基づく「請願」と全くの同様な取扱いをとることは、むしろ整合がとれないのではないかと。陳情を市民の声として議会で共有するための手続きを定め、陳情の内容により議員間で討議することがよいのではないかと。少なくとも、効率的な議会運営のため、各陳情の審査を委員会で行う必要があるかどうかは議会で事前に判断する等の手続きがあるべきではないかと。そもそも様々な市民の声を受け、市民の代表として市議会議員があることから、市民の声を聴く手段を改めて設置すること自体が適当なのか疑義がある。

これに、回答は、基本的に小金井市議会では、陳情署名の書面が整っている場合には、議長は受理してきた経過があります。請願と陳情には優劣はつけられません。陳情書については、既に委員会協議会で議員間討議を行っています。部局の見解も参考にしながら、議決の判断をしているので、議員間討議だけでは不十分ですということです。

○森戸座長 ありがとうございます。

ここで質疑はありますか。よろしいですね。

では、続きまして66番。

○宮下議員 陳情や請願が政策提案と評することができるのか疑問。回答は、政策提言として受け止めることもできます。市民の市に対する要望を別の住民代表機関である議会を通して政策提言と位置付けることも場合によっては必要ではないか。

○森戸座長 いかがでしょうか。

続きまして、67番。

○宮下議員 地方自治法115条の2では、それぞれ「……意見を聴くことができる」とされており、いわゆる「できる」規定であり、基本条例での「積極的に活用するよう努める」これは公聴会及び参考人のことですね。「積極的に活用するよう努める」とまでの表現はいかがでしょうか。さらに、流山市の議会基本条例では、「議員定数」と「議員報酬」についてのみを公聴会の開催について定めている。小金井市においても特に必要と認められる案件があるなら、それを定め規定すべきと考えます。もし特に想定がないのであれば、自治法に既に定めがあることで足り、この条文はなくてもよいのではないかと考えます。しかしながら、自治法の規定にあることは承知の上で、本議会基本条例の条文としてあえて一条加えるという事であれば、「積極的に」の文言は削除すべきと考えます。

ここは、回答で、解説にあるとおりであり、市民参加の機会の拡大と審議の活性化の趣旨で規定しています。

○森戸座長 ここはいかがでしょうか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次、68番です。

○宮下議員 参考人制度は、事案の特性により必要性を斟酌して採用できるという趣旨と考えます。「積極的に活用に努める」という書きぶりは違和感があります。流山市の議会基本条例では、「議員定数」と「議員報酬」についてを公聴会の開催と定めています。まず、その内容を規定しておくことがよいのではないかと思います。何か似たような内容だけどね。回答の方は、今後の検討課題としたいと。

○森戸座長 よろしいですか。

次は、69番。

○宮下議員 公聴会や参考人招致は、議員各位の熱意のあまり、公開の場にて厳しい意見が投げ掛けられることが想定される。対象となる方が公の場で意見を述べることに慣れているとも、許容するとも限らないので、「人を呼び出す・呼びつける」制度を積極的に活用よりも、まずは議員個人の調査を充実する方が、よりよい議論を生むのではないかと考える。参考人制度は地方自治法に、「必要があるときは……できる」と規定されており、あえて本市議会が積極的に活用することを明記すべきものではないと考える。

回答が、議論が活発な小金井市議会であるが、この2つを活用したことはあまりない。全国的にも地方議会の課題である。積極的にとしたのは、意識的に活用できるようにしていくためでもある。昨今の地方自治体は、専門的判断を要する課題が多く、参考人などの招致によって政策能力を高めていくことも必要な場合もあるということです。

○森戸座長 何かありますか。よろしいですか。

続いて、71番。

○宮下議員 議会という集合体における広聴活動に違和感がある。議会報の内容の編集や広報の方

向性を議論するのは良いことであるが、広報自体は事務局の業務と考える。回答は、議会として議会運営や議会活動について市民の意見を聴くという広聴活動には意味があります。広報活動についてはご指摘の通りであり、議会としては、議会報の内容や広報の方向性を議論していきますと。

○森戸座長 ここは、いかがですか。よろしいですか。

77番。

○宮下議員 報告会は、少なくとも定例会ごとに開催するべきではないか。回答は、議論した結果、年1回で合意しましたと。貴重なご意見として承りますが、議会報告会については、別途定めてあるとおりでということです。

○森戸座長 よろしいですか。

続いて、飛んで82番。

○宮下議員 第3項、市長等に資料の提出や情報提供を求めることができる。逐条解説で、議会が執行機関に資料要求をする場合の基準うんぬんというのがあって、意見、資料要求に要する用紙代、トナー代、コピー代に加え、資料作成のための職員の時間外勤務等、本市の逼迫した財政情勢を踏まえ、または鑑み、要求資料の量に一定の制限を設定するなど再考が必要。で、議員1人につき0件まで等ということ。

回答は、意見の趣旨は理解できますが、議員の調査権に制限を加えることは不適切と考えます。ただし、まったく無制限に資料を要求できるということではなく、議会の良識のもと、判断されるものですということ。

○森戸座長 よろしいですか。

続いて、84番。

○宮下議員 第3項において、資料の提出、情報の提供を求めることができるとしているが、議会には地方自治法に基づく調査権があり、その前提に触れずにこのような条文を規定することは、調査についての権利交渉を不作為しているとの避難

を受けないか。第2項においても地方自治法に基づく検閲、検査及び監査請求権と同様のものなのか、条例で別の権限を付与しているのか不明であると。回答が、第2項、第3項については自治法98条第1項に規定されている。この条項が大前提となっているので、あえて記載はしませんと。

○森戸座長 よろしいですか。

85番。

○宮下議員 3項及び4項の条文について、「求めることができる」が、市長に提出を義務付ける規定なのであれば、その法的根拠を示すこと。議会の意思として「求めるものとする」で統一すべきではないか。資料要求基準は別途市長部局と整理すべきであり、それをしないのであれば、ここに記述すべきではないと。回答が、「求めることができる」は、市長への義務付けではありません。また、「求めるものとする」では、現状、条文より「必ず求める」という意味合いが強くなり、適切ではありません。「求めることができる」としたことで、資料提出を要求すべきかどうかを議会として判断することになりますという考えでございます。

○森戸座長 いかがでしょうか。

続きまして、87番。

○宮下議員 資料要求については、部局のことを少しは考えていただければと思います。特に他市との比較においては、他市にも負担をかけているということで、回答は、ご意見としてうけとめたい。改善できるところは議会改革の議論で改善していきたいと。

○森戸座長 88番。

○宮下議員 第2項から第5項までの規定は議会及び市長の権利を規定する内容となっている。市長と議会の関係を規定する条文なのだから、逐条解説の①に記述されているように、「それぞれの責任」を規定すべきである。また、第3項につい

ては取扱いのルールが定まっていないことや第4項については、議員個人が判断すればよい内容であること、第5項については、適切に論点が整理された質疑であれば、市長等が質疑の論点や趣旨を確認する必要もないと考えられる。これは反問権のことですね。以上のことから、第2項から第5項までの条文は改めて内容を精査するため一旦削除すべきである。回答が、議会基本条例なので、あくまでも議会の権限をうたったもので、市長の権利・義務を規定しているものではありません。第3項から第5項にかけては、十分な協議を経て必要と認められたことから条文化されている。削除するつもりはありません。

○森戸座長 続きまして、89番。

○宮下議員 ①議会と市長等は対等の関係であるのは当然として、「緊張感のある関係」の表示は必要でしょうか。回答が、対等であっても馴れ合いになってしまう場合もあります。よって、このような表現になりました。ただし、緊張感のある関係とは敵対関係を意味するものではありません。

○森戸座長 よろしいですか。

90番。

○宮下議員 何でも資料要求できるわけではなく、既に公開されている情報は資料要求できず、行政しか持ちえない資料についてのみ要求可とすべき。回答は、資料要求について、今回の基本条例において、現状のルールを明らかにしています。変更することは、今後の議会改革の議論の結果を待たなければなりませんということにしました。

○森戸座長 よろしいですか。

○斎藤議員 現実の問題として、部局の方が、質問者と調整した上で出せるものは出すという言い方をしているので、この質問自体があまりふさわしくないとか、現状に合っていないという気がするんですね。ですから、今のやり方で、何でも請求しているかもしれないけれども、実際出てくるものは違うということも、少し書いておいて

いただければと思います。

○宮下議員 だから、変更することはうんぬんの前に入れるのかな。現状、質問者と調整して提出してもらっていますというようなことを入れて。

○森戸座長 そうですね。そうしますか。

ちょっと、もう一回読み上げてください。

○宮下議員 資料要求について、今回の基本条例において現状のルールを明らかにしています。部局は、質問者と調整してから提出してもらっています。変更することは、今後の議会計画の議論の結果を待たなければなりません。

○森戸座長 よろしいですか。

続きまして、91番。

○宮下議員 逐条解説④(5)について、総合計画が何を指しているのか不明だが、長期総合計画のことである場合、公表されているので、そこから読み取れるのではないかと。回答、総合計画とは長期総合正確や福祉保健総合計画などを指しています。おのおのの議員の勝手な解釈で読み取ることは可能だが、提案側から説明を受けることで正確に理解することができますと。

○森戸座長 よろしいですか。

では、次、行きます。92番。

○宮下議員 議員には政務活動費が交付され、調査研究に資するための経費が保障されているものと考えているが、市長等に資料提出、説明を求めるに当たって、政務活動費との関係、整合等について研究しなくてよいのか。回答が、政務活動費は会派に支給されるものであり、会派の調査活動でよく使われる。一方、議会での市長に対する資料要求は、議会として要求するものです。したがって、正確が違うものであり、政務活動費との整合について言及する必要はありませんと。

○森戸座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

次、96番。

○宮下議員 13条2項、監視という言葉は、逐条解説において用いられるのは妥当だと思うが、条

文中にて対等とされる市長等に用いるには、相互監視の関係ではない以上、不適當ではないかと感じると。検査等の表現が適當ではないのか。これに対して回答は、現状の地方自治制度のもとでは、市長と議会とは対等とは言えません。市長には絶大な権限が付与されています。一方の住民代表である議会は、その市長とできる限り対等な関係に近付けるために、地方自治法や議会基本条例において議会の権限の強化に努めています。したがって、監視というのは、こうした力関係の元での用語であり、不適當とはいえないと考えています。

○中山議員 ちょっと、この回答には違和感を感じます。というのが、議会と市長が対等な関係であるという議論は、ずっとしてきていたわけで、その議論でずっと来たのかなと思ってまして、ここは確認しておきたいなと思います。

○斎藤議員 市長と議会というのは、市民から直接選ばれているという意味では対等だと思うんですけども、付与された権限というのは、やはり、それぞれ趣旨が違うんですね。ですから、全く同じものではないという形でありますので、この回答文で私はいいというふうに思っております。

○中山議員 斎藤委員からそういうご意見があったんですが、ただ、議会基本条例の策定代表者会議の中ではそういう議論ではなかったと認識しておりますので、この回答はそれでいいかもしれませんけれども、私はそのようには思っておりません。

○森戸座長 この回答でいいということなので、これでいきたいと思いますが。

○小林議員 細かいことなんですけれども、89番の回答の最初のところが、対等であってもということで、一応、対等を肯定する形になっているので、ちょっと、その違いの部分を補足するべきではないかと。

○白井議員 小林委員がおっしゃることはもっともだと思います。では、例えば、この1行目の市

長と議会とは対等とは言えませんというのを削除したらどうでしょうか。それでも意味は通じると思うんですが。（「ここを、市長には絶大な権限がうんぬん」と呼ぶ者あり）そうです。対等かどうかというのは、立場的には対等であるということが、例えば、89番なんかでも、対等であってもということが書いてあるわけですから、ただ、対等ではありません、対等とは言えませんと書くことは、ちょっと、確かに、あるべき姿ではないと思いますね。ただ、市長には絶大な権限が付与されているというのは事実だと思いますので、だから、この、市長と議会とは対等とは言えませんという言葉を取って、対等に関係を築けるようにと。

○宮下議員 では、そこは白井委員の今の、市長と議会は対等とは言えませんというのは取る。

○森戸座長 絶大な権限が付与されていますは、取りますか。

○宮下議員 絶大な権限は、（「これはいいの」と呼ぶ者あり）いいよね。結構、この96番の回答は2人で悩んだんだけど。ありがとうございます、では、それで直します。

○森戸座長 続き、98番。

○宮下議員 議会の意思として「求めるものとする」が適當だと。これは、議論の結果、この条文で一致しましたという、非常に簡単な回答で。

○森戸座長 よろしいですか。

102番。

○宮下議員 「長期総合基本計画については、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に、「地方自治法の一部を改正する法律」が交付され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることになったことについて、なぜ「できる規定」ではなく「義務規定」とするのか。条例で規定するのではなく、議会の合意により、議決事項は定められるべきと考える。条文で規定するなど。これ

に対して回答は、小金井市においては、現時点では長期総合基本構想については策定する方針が表明されています。したがって、この条文については、今後、市長と協議し、確認することになります。また、本条例は義務規定をうたっているものではありません。どうでしょうか。だから、国のあれで変わったということですね。

○森戸座長 そうですね。前回の長期基本構想の議論をしている中で法律が変わったんですね。ということがあって、市長としては、確かというか、今後で作ると。議会の議決を経るということは確認したかなと思っていますので。

よろしいですか。

次、103番。

○宮下議員 「（１）長期総合基本構想の策定、変更、改廃に関すること」は、第13条の逐条解説の④の（５）総合計画と同じものであれば、統一した表現にしてください。また、地方自治法改正により策定義務がなくなった基本構想は、次回は平成33年度から10年間の計画であり、その策定については議論もされていない状況ではないかと考えれば、今の段階で議決事項として定めることについて、どうかと思いますと。回答は、13条4項の総合計画は、幅広いものを指しています。この条文では、長期総合基本構想を指す。10年後であるが、議会の意思としてこの条例で表明するものと。

○森戸座長 よろしいですか。

次に、105番、お願いします。

○宮下議員 16条（２）のことですね。その他、別に条例で定めるものというところは、当然のことなので削除すべきでは。回答は、今後、議決事項を追加するためには必要な条文ですということ、ここも議論しましたよね。

○森戸座長 そうですね。

106番。

○宮下議員 長期総合基本計画については、地方

自治法第2条第4項において、議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、平成23年の地方自治法一部改正により、市の独自判断に委ねられた経過を見ると、議会基本条例で規定すべきことではなく、議会からの要望等を受け、市長部局側で何らかの形で規定すべき事項であると思う。回答は、だからといって、議会として規定をすることは何ら制限されているものではありません。どうですか。

○森戸座長 いいですか。

斎藤委員、何かありますか。

○斎藤議員 103番のところでは答えられた、議会の意思としてこの条例で表明するものということ、ここで入れたほうが。

○宮下議員 では、議会の意思としてこの条例で表明するというようなことを。

○森戸座長 入れていくと。

それでは、第17条の108番。

○宮下議員 第17条第2項の政策検討会についてです。まず、議員の皆様からの政策立案や政策提言等については、一般質問を始め、陳情・請願審査や本会議各種委員会での質疑、審議により、現在も十分にいただいております。この政策検討会は、全会派が一致した課題について検討を行う組織ということですが、全会派が一致したものであれば、議員提案による条例提案も可能ですし、これまでも、議会事務局を始め、部局も一緒に政策の実現を図ってきたところです。更には、議員提案、発議によらなくても、そのような全会一致案件であれば、行政サイドも検討を進めるのではないかと考えます。

政策検討会を設けることで、これまでと何がどう違うのか、部局の関わり方がどのようなものなのか、記載がなく不明です。先進市の事例などの紹介もなく、必要性をはかりかねます。したがって、政策検討会については削除していただきたいと考えますと。回答は、政策検討会は、議員

が条例提案をする上で必要な協議の場です。例えば、小金井市食育推進基本条例の策定のように、ほとんどの議員が参加して成立させた経過があります。一概に、行政が検討するとは言い難い実態があります。政策検討会のイメージ図を別途参照してくださいと。

○森戸座長 よろしいですか。

次、109番。

○宮下議員 17条2項2号の政策検討会の位置付けが不明確だと考えます。むしろ、常任委員会等の権能である公聴会、意見聴取、参考人、議案提出権等は本条記載のとおりであり、各委員会の充実、強化が本来であれ、そのことを整理すべきではないでしょうか。政策検討会では、地方自治法上の調査権を発動できないのではないかと考えます。回答は、政策検討会のイメージ図を別途参照してください。政策検討会は、個々の課題により、自治法第100条第12項に基づいて設置されるものや、条例設置の場合もあり、調査権がないとは考えていません。

○森戸座長 よろしいでしょうか。

では、110番いきます。2項条文中、なぜ、1号だけ根拠条文を記載するのか。すべての行に根拠条文を記載すべき。

○宮下議員 回答が、一般的な学識経験者を示すことではないことを、根拠条文を示すことで明らかにしています。

○森戸座長 ということであります。

ここだけ、なぜ根拠条文を明らかにするのかということなんですけれどもね。

よろしいですか。

次、18条、113番。使途基準だけでなく額についても検証が必要。そして報酬と同様に報酬審に諮るべき。

○宮下議員 政務活動費の額については、必要であれば議会で検証していく。報酬審議会の所掌事項の規定からも、政務活動費について、報酬審に

かけるのは適切ではありません。今後、必要があれば、議会改革で検討していきます。

○森戸座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、114番です。行財政改革が進められ、職員数についてもさまざま、議論がされている中、議会の充実を目的に特化して、「事務局の体制の充実強化を図る」べきなのか。事務局職員の定数は、小金井市職員定数条例により、あくまでも市全体の中で判断されるものとする。また、「充実強化」は理念であって、条例上の表現になじまないとする。

○宮下議員 回答が、昨今、地方自治体の役割と責任は拡大してきています。当然、地方議会としても同様であり、事務局の体制を充実、強化することは当然です。ただし、現状では、そうは言っても、事務局職員の定数が市全体の中で判断されることは当然であり、議会だけの都合で決められる話ではありません。

○森戸座長 いかがでしょうか。

それでは、116番。第2項の「体制を充実強化するものとする」は、条例に規定する内容でないと考えられるため、削除。

○宮下議員 昨今、地方自治体の役割と責任は拡大してきている。内容は同じです。

○森戸座長 これは、114番と同じ内容です。

続いて、120番。第1項について、逐条解説に「一般市民も利用できる」とあるが、条文からその旨が読み取れない。(例)さいたま市「議会は、議会図書室の一般の利用に配慮するものとする」。

○宮下議員 もうやりましたよね。現状の議会図書室は、一般の供に要するには十分とは言えず、条文には盛り込みませんでした。しかし、地方自治法上は市民も利用できると規定されています。あえて基本条例でうたうまでもないと考えます。

○森戸座長 続いて、121番。第2項について、「協力を求めること」については、できる規定の方が望ましいのではないかと。

○宮下議員 これは、現状の条文の方が適切ですというふうにしてしまったんですけれども。

○森戸座長 いかがですか。いいですかね。

続いて、21条、126番。使途基準だけでなく額についても検証が必要。そして報酬と同様に報酬審に諮るべき。回答が書いてないですね。

○宮下議員 113番と同じかな。では、113番の答えをここに入れますね。

まったく同じ。

○森戸座長 何で同じなんだろう。間違っ……では、削除でいいですか。

では、削除をお願いします。

次に行きます。127番。行革市民会議からの答申にもあるとおり、定数の見直しを進めるべき。

○宮下議員 定数の見直しをするかどうかは議会が判断することですと回答しております。いかがでしょうか。

○森戸座長 何か入れますか。

○宮下議員 でも、ご意見ありがとうございますとは、一応、言っていますので。検討させていただきますというのがいいと言うんですけど。

○森戸座長 いいですか。では、このままでいきます。

128番。定数を定めるに当たって、費用対効果、効率性等は基本としなくてよいのか。

○宮下議員 回答が、議会制民主主義の体制をとっている以上、議会に費用対効果や効率性のみを基本に掲げるわけにはいきません。

○森戸座長 よろしいですね。

22条、129番。流山市同様、公聴会を開催する規定を盛り込んでみてはいかがでしょうか。

○宮下議員 回答は、そのような考えで一致していませんと。

○森戸座長 これはよろしいですか。

130番。10条と同じ。これはいいですね。

131番。改定を行うのみならず、常にその時点の報酬が適正か否かを検証する必要がある。その

ために報酬審を活用すべきであり、定期的な開催、諮問を求めるべきであって、その旨、記述すべきと考える。政務活動費も同様である。常に客観的な検証が必要である。

○宮下議員 回答が、ご意見ありがとうございます。ただし、報酬審を開くのは市長の権限であり、判断です。今後、ケースバイケースで市長に要請することもあり得ますと。

○森戸座長 いかがでしょうか。

132番。議員報酬は市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とあるが、それ以外のものがあるのか。一般市民にはわかりづらいと思う。明確に規定すべき。

○宮下議員 回答が、議員には、議会において提示されるさまざまな議案を審議したり、議決したりすることが求められるほか、日常的な調査活動も行っています。そういった幅広い活動を象徴的に表現するものとして、現条文は適切であると考えます。

○森戸座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

続いて、133番。報酬は生活給ではないので、費用弁償であるべき。まずは、報酬の二重どりになっている組合議会の報酬を削減すべき。

○宮下議員 回答が、現状の議員活動は、市民の多様な意見を汲み取り、市政に届ける課題が多くなっているのが現状です。兼業で議員を行うのは、実際には難しくなっています。したがって、費用弁償に置き換えることは適切ではありません。

組合議会の報酬についての考え方は、その組合議会が判断すべきものです。現状、小金井市議会から発議することは、諸事情から困難です。

○森戸座長 休憩します。

午後3時35分休憩

午後3時37分開議

○森戸座長 再開いたします。

133番は、最後から3行目の一番最後から、こ

の文章を削除します。よろしいですか。

続きまして、134番、小金井市特別職報酬等審議会条例第2条は、市長が意見を聴くものとするとして規定しているものであるが、逐条解説の説明はそごがあるのではないかと。

○宮下議員 回答が、確かに、市長が意見を聴くものだが、審議会から出た意見を議会が参考にすることは何ら問題はありません。

○森戸座長 よろしいでしょうか。

次、135番。議会制度が法律、条例、規則により存在し、議員も法にのっとって職務に当たることは当然であり、あえて「研修」という条文を設けることの必要性があるのか。また、講師はどなたが行うのか。（外部講師ではなく議員が行うことでよいのか）

○宮下議員 回答が、従前の法律や条例、規則だけではとらえきれなかった議会のあるべき姿について、理念的にあらわしたのが議会基本条例です。検証を経て、その意味するところを全ての議員が理解できるようにするものです。あと、講師は、原則として議員が行うことになりますと。

○森戸座長 いかがでしょうか。いいですか。

136番。講師の選任について、逐条解説のような手続が決まっているのであれば、条例に規定すべきと思う。

○宮下議員 これは、解説にあるような方法で講師を決定しますと、ここに一応書いてあるので。

○森戸座長 続きまして、138番。目的が達成されているか否かではなく、条例全体の検証を行うべきであり、条文が不適當。

○宮下議員 回答が、結果的に条例全体を検討することも、当然あり得ますと。

○森戸座長 よろしいですか。

以上ですか。

どうもお疲れさまでございました。先日のと今回のとを、もう一回精査いたしまして、改めて部長会への回答を提出していきたいと思しますので、

よろしく願いいたします。

それで、これはどういう取扱いかという、部長会に回答書を渡さないといけないんですね。

ということで、部長会に対する回答は、もう一度、7月17日に2時間ぐらい確認した上で、ここで皆様にお示しします。それで最終としたいんですが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 よろしく願いいたします。

以上をもって、本日の議会基本条例策定代表者会議はこれにて終了したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ご異議なしと認め、本日の議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後3時42分閉会